環境放射能除染学会誌　投稿規程

2013 年　7 月 23 日　　編集委員会制定
2019 年 10 月　1 日　　改訂 10

第 1 条　　投稿資格

投稿には本会会員であることを必要としない。

第 2 条　　原稿内容と種別

原稿は環境放射能に関する内容のものとする。学会誌に掲載する記事は、報文、研究ノート、総説、研究報告、技術報告、調査報告、行政報告、解説、特集記事、寄稿、その他（研究発表会の概要報告、委員会報告、書評など）に分類される。ただし、他の出版物にすでに発表したもの、または営利上の宣伝に関するものは受理しないものとする。

報文、研究ノート、研究報告などの定義は次の通り定める。

○ **報文**：研究成果・技術成果などを整理・統合して、十分な根拠と論理的考察によって定量的な記述がなされ、独創的かつ有用な結論を導き出したものであって、原著論文としての体裁を全て満たしているもの。ただし、社会科学系の論文においては厳格な定量的記述は必ずしも必要ではない。

○ **研究ノート**：研究成果・技術成果などを整理・統合して示したものであり、独創性、有用性、論理性などの点から、報文とするだけのレベルには達していないが、有用な結論を示したもの。

○ **研究報告・技術報告・調査報告**：有用な研究結果、新たな技術開発結果、調査結果などを報告するものであり、必ずしも独創性や論理的根拠は必要としないが、有用な情報を示したもの。

○ **総説**：環境放射能除染の諸分野の研究に関連して、その分野の進歩の状況、現状、将来への展望などを総括的に論評し、まとめたもの。

○ **解説**：専門的な内容の一般人向け説明や企業の技術紹介など、論文としてではない形で多くの読者に有用な情報を提供するもの。

○ **特集記事**：環境放射能除染に関するトピックスを基本にし、会員のみならず学会外の幅広い関係者にも有益な情報となるテーマについての依頼記事など。

○ **寄稿**：放射能汚染現場や除染現場における現状報告や課題などの報告（主観的内容を含んでもよい）。

第 3 条　　原稿の作成

論文原稿は別に定める執筆要領に従って作成する。

第 4 条　　原稿提出

原稿は投稿時には PDF ファイルの形で、論文投稿票とともにメールに添付して、責任著者（実質的な研究遂行者で、複数著者の場合の代表者）が提出する。論文投稿票は学会ホームページの学会誌のサイトからダウンロードすることができる。編集委員会審査で受理となった場合には、以下の形式で最終論文を編集委員会に提出する。論文本文は Microsoft Word 形式で、図表や写真などは元ファイル（Excel、Power point、JPEG など）の形で提出する。ファイルの容量が 20 MB を超える場合は編集事務局が使用できる添付ファイル容量を超えており、メールによる受信ができないので、CD/DVD または USB メモリーの形で宅配便等を利用して送付するか、インターネットを利用した大容量ファイル送信サービスを使って提出する。メールアドレスは　journal@khjosen.org　である。なお、原稿を提出するときは万一の事故を考え、また原稿内容の問い合わせがあった時のために、必ず控えを保管することとする。なお、添付ファイルの機密保護のためのパスワード設定は責任著者の判断に委ねることとする。

第 5 条　　原稿受付

編集事務局担当者が提出された論文原稿を取り出して執筆要領に準拠して作成されていることが確認された時点を受付年月日とし、受付番号を付与して、責任著者に投稿論文受付票をメールで送る。もし論文原稿が執筆要領に準拠していない場合は受け付けないで、責任著者にその旨を伝え、修正の後に再投稿することを勧める。

第 6 条　　査読

投稿原稿（論文種別が報文、研究ノート、総説、研究報告、技術報告、調査報告）は、編集委員会が定

める査読規程に従い、査読者 2 名以上による査読を受けるものとする。責任著者は論文投稿票で査読候補者 2 名以内を編集委員会に提案することができる。ただし査読候補者は著者のいづれかと何らかの利害関係（研究協力者、同一研究組織の所属、血縁関係、師弟関係など）を有してはならない。査読者の選出ならびに査読依頼は編集委員会が行う。論文種別が査読対象外の原稿については担当編集委員と編集委員長が査読を行う。

第 7 条　原稿の採否

原稿の採否は、査読結果を参考に担当編集委員の審査を経て、編集委員長が決定する。

第 8 条　原稿の修正

編集委員会は、査読者の意見を参考に、責任著者に原稿を返送のうえ書き直し、または修正を求めることができる。修正期間は原則としては軽微な修正の場合は 2 週間、小幅修正の場合は 3 週間、大幅修正の場合は 4 週間とする。修正時間が足りないなどの事情で提出期限までに修正原稿が完成しない場合は、責任著者から編集委員会宛に連絡をして提出期限の延長を申し出ることができる。修正原稿を提出する際には、査読者意見ならびに編集委員会審査結果についての回答書（記載されている項目すべてについて）も同時に提出しなければならない。理由無く提出期限の日までに修正原稿が提出されないときは、著者が原稿を取り下げたものとみなす。

第 9 条　著者校正

著者校正は一原稿につき原則一回限り行う。責任著者は校正刷りを受け取った後に校正を行い、締切日までに結果を編集事務局に報告する。締切日までに校正結果が戻ってこない場合は編集事務局の校正で完了とする。

第 10 条　論文投稿料金ならびに論文掲載料金

論文投稿料金は無料とする。論文掲載料金は当分の間、印刷時に 20 ページ以下の場合は無料とするが、21 ページ以上の場合は 20 ページを超えた分を有料（1 ページ当たり 2,000 円）とする。また、カラー印刷を希望する場合は、1 ページ当たり 12,000 円の掲載料が必要である。

第 11 条　別刷について

著者（投稿者）に論文の PDF ファイルと別刷 50 部を無料で提供する。別刷は 50 部単位で作製され、論文投稿時に必要部数を申し込む。100 部以上必要な場合は有料（下表参照）となる。

論文のページ数	別刷りの部数			
	100 部	150 部	200 部	250 部
1 ～ 10	1,200 円	2,400 円	3,600 円	4,800 円
11 ～ 20	2,400 円	4,800 円	7,200 円	9,600 円

論文が 21 ページ以上あるいは 300 部以上の別刷りの場合は編集事務局に相談する。

第 12 条　著作権

本誌に掲載された原稿の著作権は学会に帰属するものとする。

12-1　著者が自ら著作した報文等を、著者自身が教育、研究、普及等の非営利目的で利用することは妨げない。

12-2　著者が自ら著作した報文等を、営利目的で利用しようとする場合、事前に編集事務局経由で学会から書面による許可を得た上で、学会の出版物であることを明記しなければならない。

12-3　著者は、自ら著作した報文等を、著者自身のウェブサイト（著者所属組織のサイトを含む）に掲載することが出来る。ただし、学会の出版物であることを明記しなければならない。

第 13 条　掲載済み論文の一般公表について

発行後半年を経た学会誌に掲載された論文は学会のホームページから無料でダウンロードできる。発行後半年以内の学会誌に掲載された論文については和文要約と英文要約（Summary）のみが無料でダウンロードできる。

第 14 条　掲載済み論文の訂正・撤回

掲載済み論文の訂正・撤回を希望する場合は、論文投稿時の責任著者が著者全員の同意書ならびに訂正理由書または撤回理由書を編集委員長に提出する。訂正あるいは撤回の最終判断は編集委員長が決定する。論文が訂正・撤回された場合、直近で刊行される学会誌上に書誌事項と理由書を掲載すると共に、ホームページなどで一般に知らせることとする。また、撤回した論文については、必要な修正を行った後に新規論文として投稿することができる。

第 15 条　その他

その他、本投稿規程に定めていない事項については、別途、編集委員会で定めるものとする。

付則

本改訂規程は 2019 年 10 月 1 日より施行する。

（編集事務局連絡先）
〒 305-0061
茨城県つくば市稲荷前 24-10　A-102
（一社）環境放射能除染学会　学会誌編集事務局
TEL: 029-886-9227
FAX: 029-886-9228
E-mail: 用途に応じて下記のいずれかを利用
journal@khjosen.org（論文投稿や修正論文送付専用）
hensyu@khjosen.org（その他問い合わせや連絡専用）

2013 年 12 月、2014 年 4 月、2014 年 6 月、2015 年 9 月、2017 年 10 月、2018 年 9 月、2019 年 10 月 一部改訂